

# 令和5年塩尻市議会3月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年3月14日（火） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第16号 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第18号 令和5年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算

議案第19号 令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第17号 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 令和5年度塩尻市水道事業会計予算

議案第21号 令和5年度塩尻市下水道事業会計予算

議案第22号 令和5年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

### ○出席委員

委員長	中村	努	君	副委員長	篠原	敏宏	君
委員	牧野	直樹	君	委員	樋口	千代子	君
委員	赤羽	誠治	君	委員	石井	勉	君
委員	小澤	彰一	君	委員	中野	重則	君
委員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
委員	青柳	充茂	君	委員	上條	元康	君
委員	山口	恵子	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	山崎	油美子	君	委員	柴田	博	君
委員	永田	公由	君				

### ○欠席委員

なし

### ○欠員（1名）

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	小松	秀典	君	事務局次長	小澤	秀美	君
------	----	----	---	-------	----	----	---

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

昨日に引き続き、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、一問一答による質問・答弁を心がけていただき、発言に際しては必ずマイクを使用してください。

また、1時間を目安に10分程度の休憩を入れますが、入退室は自由に行ってください。

### 議案第16号 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第16号令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第16号令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。予算書は351ページをお願いします。なお、予算説明資料では8、9ページに記載がありますので、併せて御覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ64億8,413万7,000円といたしまして、予算説明資料8ページの歳入合計欄に記載のとおり、対前年度比マイナス1.7%となる1億1,300万円余の減としています。これは被保険者数の減少に伴い、前年度に比べ保険税収入や保険給付費などを低く見込むことによるものとなります。

それでは歳出から説明いたしますので、365、366ページをお願いいたします。まず、1款1項1目の一般管理費からとなります。説明欄の白丸、国保事務諸経費につきましては、国保の資格・保険給付に関わる経費で、会計年度任用職員の報酬を初め、長野県国保連合会へ委託する資格管理や保険給付などの業務委託経費が主なものとなります。

次の2目連合会負担金につきましては、長野県国保連合会の業務に関わる本市の負担金となります。

次に、2項1目の賦課徴収費につきましては、説明欄の白丸、賦課徴収事務諸経費となりまして、次の367、368ページにわたりますが、納付書作成委託料など国保税の徴収に関わる費用などが主なものとなります。

3項1目の運営協議会費につきましては、国保運営協議会の委員報酬等となっております。

次に369、370ページをお願いします。2款保険給付費となります。保険給付費の総額は予算説明資料9ページに記載がありますが、46億5,210万5,000円を見込んでいます。まず1項の療養諸費につきましては、1目から4目までが医療機関への入院や外来診療などに関わる療養給付費、5目がレセプト審査件数に応じて国保連合会へ支払う審査支払手数料となります。

次に、2項の高額療養費につきましては、医療費の自己負担額が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支給するものとなりまして、1目と次の371、372ページにわたる2目が高額療養費、3目と4目につきましては医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給する高額医療・高額介護

合算療養費となっております。

次に371、372ページ下段、4項1目出産育児一時金につきましては、出産1件当たり50万円といたしまして、45件分を見込んでいます。出産育児一時金は、議案第5号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案と併せ、現在の1件当たりの支給額42万円を50万円としております。

次に373、374ページをお願いします。5項1目の葬祭費につきましては、1件当たり5万円の単価といたしまして110件を見込んでおります。

次の6項1目傷病手当金につきましては、勤務先から給与を受けている被保険者で新型コロナウイルスに感染または疑われる症状により勤務をお休みされ、給与の支給がない場合に、給料日額の3分の2に当たる額を支給するものとなります。

なお、2款の保険給付費のうち4項の出産育児諸費と5項葬祭諸費、6項傷病諸費を除く額が歳入で県から保険給付費等交付金として交付されるものとなります。

次に375、376ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金につきましては、長野県が負担する医療給付費の財源として本市から県への納付金となりまして、県からの指示額となります。総額は、予算説明資料9ページの中ほどに記載がありますが、16億9,830万2,000円となっております。

次に377、378ページをお願いします。4款の保健事業費です。1項の特定健康診査等事業費については、健康づくり課長から説明いたします。

**○健康づくり課長** それでは、4款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費になりますが、説明欄の白丸、特定健康診査等事業諸経費6,101万9,000円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の早期発見と予防を目的としまして、医療保険者に義務づけられている特定健康診査と特定保健指導に係る経費になります。主なものとして、下から6つ目の黒ポツの特定健康診査委託料4,436万3,000円になりますが、保険者に義務づけられている特定健診に加えまして、塩尻市独自に25歳以上から40歳未満の国保加入者を対象に特定健診に準じた健診を行うものでありまして、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託して実施をいたします。その2つ下の黒ポツ、未受診者対策事業委託料517万4,000円につきましては、AIを活用した未受診者対策委託料でありまして、保険者努力支援分としまして特別交付金を活用して実施するものであります。

次に、2項保健事業費1目保健衛生普及費になります。備考欄の白丸、健康増進事業諸経費396万1,000円につきましては、特定健康審査、特定保健指導以外の健康増進事業を行うものであります。1つ目の黒ポツのエイズ予防教室講師謝礼ですが、こちらは市の教育委員会と連携しまして命の輝き教室として性感染症等の正しい知識の普及に取り組むものでありまして、市内の小中学校15校での実施を予定しております。一番下の保健推進活動費補助金95万円につきましては、各地区のヘルスアップ委員会が行う健康教室などの活動に対しまして支援するものです。私からは以上です。

**○市民課長** 同じく保健衛生普及費のうち市民課で担当する事業として主なものを説明いたします。説明欄の6つ目の黒ポツになりますが、医療費通知委託料は、医療の適正受診を促すことを目的として送付する医療費通知の作成を長野県国保連合会へ委託するものとなります。その次の黒ポツになりますが、ジェネリック医薬品利用

差額通知委託料につきましては、後発医薬品の利用を促進するために、使用された医療費と後発医薬品を使用した場合の差額をお知らせする通知の作成を国保連合会へ同じく委託するものとなります。

次に 379、380 ページをお願いします。2 目の疾病予防費になります。人間ドック及び脳ドックの補助金を、日帰りドックの補助金 1 万 5,000 円を 580 件、1 泊 2 日の補助金 2 万円を 100 件、脳ドックの補助額 1 万円の 130 件分を計上しております。

次に 385、386 ページをお願いします。7 款 1 項の償還金及び還付加算金につきましては、国保資格の喪失などに伴う国保税の還付金が主なものとなります。歳出の説明は以上となります。

続いて歳入を説明させていただきますので、予算書のページをお戻りいただきまして、357、358 ページをお願いします。1 款は国民健康保険税となります。令和 5 年度の税率改定につきましては、2 月 7 日、議員全員協議会で御報告させていただきました国保運営協議会の答申どおりの税率設定とした今回議案第 6 号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案に合わせた収入を見込んでおります。税率は、現行税率が令和 5 年度の標準保険税率より高い状況である医療分の所得割、平等割については標準保険税率まで引き下げ、その他の項目につきましては、令和 7 年度までの 3 年間をかけた改定で標準保険税率に準拠することを前提といたしまして、令和 5 年度はかい離幅の 3 分の 1 相当を引き上げた税率としております。国民健康保険税の税収額、歳入額の総額は、予算（案）説明資料の 8 ページに記載がありますが、12 億 7,811 万 2,000 円としております。

次に、3 款県支出金の 1 項 1 目保険給付費等交付金です。1 節の普通交付金は、歳出の保険給付費のうち出産育児一時金・葬祭費・傷病諸費を除く医療給付費相当額が県から交付されるものとなります。

2 節の特別交付金のうち説明欄 1 つ目の黒ポツ、保険者努力支援分は、市町村の医療費適正化などの取組の評価に対して交付されるものとなります。一番下の黒ポツ、特定健康診査等負担金は、特定健診、保健指導の事業費の 3 分の 2 に当たる国と県のそれぞれの負担金の歳入となります。

続きまして 359、360 ページをお開きいただきまして、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金となります。1 節の保険基盤安定繰入金から 6 節の財政安定化支援事業繰入金までは、国が定める基準に基づき、一般会計から繰り入れるものとなります。

7 節のその他一般会計繰入金につきましては、特定健康診査等の経費のうち、国と県の負担金を除いた額を繰り入れるものが主なものとなります。

次の 2 項 1 目基金繰入金につきましては、収支の不足財源を補うものとしたしまして、国保財政調整基金から繰り入れるものとしたしまして 8,292 万 6,000 円を計上しております。国民健康保険事業特別会計の説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**山口恵子委員** 378 ページ、特定健診に関してですが、その中で未受診者対策事業委託料がありますが、令和 4 年度は A I とナッジ理論を活用して健診を呼びかけるということで実施していただきましたが、その実績はどのような状況なのか、お聞きします。

○**健康づくり課長** こちらの A I を活用した未受診者対策ですが、本年度から実施をしております。それで、今数字が出ているのが 1 月末時点の受診率ですが、令和 3 年度が 35.9% に対しまして、令和 4 年度は 38.5% となっ

ておりまして、前年度と比べて 2.6%ほど上昇しておりまして、一定の成果は出ているというふうに考えております。以上です。

○山口恵子委員 コロナ禍で受診控えというか、なかなか健診率も上がらない状況の世の中なのですが、AIとナッジ理論を活用した健診のお知らせで、市民の反応がどうだったか、また職員の皆さんのその取組の評価、どのように感じていらっしゃるのかをお聞きします。

○健康づくり課長 市民の関係ですけれど、お話を伺う中で、通知を頂いてやはり受けなければいけないという気持ちになったという方が何人かおありまして、そういう意味で本当に成果が出ているなど感じております。

職員についても、これに限らず、やはり受診率を上げていかなければいけないものですから、年末に全員で電話による受診勧奨をしたり、そういうところでAIと併用して受診勧奨に取り組んでいるというところですよ。

○柴田博委員 先ほど説明のあった税率改定の関係ですけれども、増額になる分、減額になる分、あるのですけれども、トータルとして今回の税率改定をそのまま実施した場合には、国保税額にはどの程度の増減が生じるのでしょうか。

○市民課長 調定額で申し上げますと、現行税率と比較した場合に1,700万円余の調定増が見込まれます。

○柴田博委員 それと、違うところでいいですか。

○委員長 どうぞ。

○柴田博委員 358 ページの一番下のほうの保険者努力支援分3,559万3,000円ということですが、どんな項目に対してそういうお金が来ているのかということと、あと今までと比べて何か変わったような点があれば、そこについてもお聞かせください。

○市民課長 係長からお答えいたします。

○国保年金係長 保険者努力の交付金の主な内訳ですが、大きく共通指標といわれる各自治体に共通のもの、固有指標といわれるそれぞれの自治体の数字で、取組状況で比較をされる内容になっております。

まず、共通指標の主なものとしましては、特定健診の受診率ですとか、あるいはがん検診の受診率ですとか、生活習慣病の発症予防等、主に保健予防的な分野のものが、それぞれ得点が決められておりまして、法定の公表数値等で判定をされて点数化をされ、交付金に反映されるというものがあります。

次に、固有指標のほうにつきましては、保険税の収納率あるいはデータヘルス計画の実施状況ですとか、予算にも出ておりますが、医療費通知の取組状況、こういったものの取組状況によって各自治体ごとに点数を取れる部分、取れない部分ありますけれども、こういったものに対して得点が加算されて交付されているものになります。

令和4年度の実績で言いますと、満点が960点という形になっておりますが、当市につきましては586点という形になっているところです。全国平均は564点となっているところです。

○柴田博委員 先ほど説明があった378ページの真ん中辺りの特定健診の未受診者対策事業委託料のところ、交付金を活用しているということです。その辺についてもそういうことに該当するのですか。

○国保年金係長 特定健診で行っております未受診者対策の財源としましては、保険者努力の中にあります事業費分という新たな取組に対して交付される分がありますので、そちらを活用して実施をしているところです。

○柴田博委員 同じページの一番下の医療費の通知委託料、ジェネリック医薬品の関係の委託料ですけれども、この辺については私も何か月かに1回よく受け取るのですが、あまりじっくり見たことはないのですけれど、これを出す意味というのはどんなもので、何か効果はあるのでしょうか。どんなふうにお考えか、お聞かせください。

○市民課長 効果といたしましては、国が今年度末までに全県で80%以上を超えるという目標を設けているとおりなのですが、やはり医療費、社会保障費全体の抑制という意味で、マクロ的な観点から通知を送らせていただいているというところに私どもも目的を持っております。

○柴田博委員 通知は何か月かに1回まとめてやっていますよね。その辺は何か決まりがあるのですか。

○市民課長 年に2回に分けてお送りさせていただいております。

○柴田博委員 加入者の方からは、こんなものはいらぬよとかいう、そういうお話等はありませんか。

○市民課長 現在はそういった苦情等は受けたことは、経験上はありません。

○柴田博委員 今の中で、ジェネリックの関係のほうは総額で8万4,000円ということですが、これは何件分ぐらい予定しているのですか。

○市民課長 予算上は700通を予定しております。1回700通ですので、2回になりますと1,400通です。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 出産の支援の関係でお尋ねします。1つは、372ページに出産育児一時金が出てまいります。そして380ページの終わりに出産資金貸付金が出てきますが、1つはこれは関係があるかどうか、それと一時金のほうの1人当たりの支給金額をもう一度お願いしたいと思います。

○市民課長 まず出産育児一時金と貸付けの関係なのですが、貸付けに当たりましては、1件当たりの8割を上限に、ここ最近利用者はないのですが、一旦出産する前提で貸付けを行うことができる制度がありまして、その関係で計上しておりますが、内容としましては出産育児一時金に関わるものということで変わりはありません。

あと、1件当たりの金額につきましては、令和5年度から50万円としております。これにつきましては、48万8,000円プラス産科医療補償制度の保険料に相当する1万2,000円を加えて50万円となっております。

○副委員長 今それもお聞きしたかったわけですが、その補償金を含んでの50万円ということと、それと380ページの貸付金ですが、これは1人分ということですか。あと、そういった対象の方が出てきたらどういった対応をされますか。

○市民課長 保険料を含んで50万円になりますし、貸付金につきましては、1件当たり50万円に対しまして8割限度ということで、限度額40万円を見ております。

お申出がありましたら、こちらから一旦貸付けをいたしまして、出産されたというところで出産育児一時金の支給申請をいただいた上で一部相殺をさせていただいて、残額は御本人に支給するといった形になります。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。それでは、質疑を終了いたします。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 16 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 16 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第 18 号 令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第 18 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第 18 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算について説明申し上げます。予算書の 437 ページをお願いいたします。予算説明資料につきましては、18 ページを併せてお願いします。

第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 2,999 万 6,000 円となりまして、前年度と比べて 392 万 3,000 円の減となっております。榑川診療所につきましては、令和 4 年度に引き続いて週 1 日、午前午後 3 時間ずつの診療を行い、診療所の運営をしていくものです。

最初に、歳出から説明いたします。447、448 ページをお願いいたします。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費になりますが、説明欄の白丸、一般管理事務費 838 万円につきましては、診療所施設の管理運営に関わる経常的な経費等となります。

次のページになります。2 款医業費 1 項 1 目医業事業費、説明欄白丸、医業事業事務費 1,989 万 9,000 円につきましては、診療に関わる経費で、診療業務委託料の 1,940 万 4,000 円が主なものとなっております。この委託料の内訳ですが、医師、看護師等の医療スタッフの person 費、それから医療消耗品費、医薬材料費、検査等の経費等となっております。

次のページ、451、452 ページをお願いいたします。3 款公債費 1 項 1 目の元金及び 2 目の利子につきましては、これまでに借り入れた榑川診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。なお、令和 5 年度末の起債残高につきましては 172 万 2,000 円の見込みとなっております。

次に、歳入をお願いします。ページをお戻りいただきまして、443、444 ページをお願いいたします。1 款診療収入 1 項外来収入ですが、1 目の国民健康保険診療報酬収入、説明欄の黒ポツ、国民健康保険診療報酬収入 18 万円。以下、各保険者からの診療収入や一部負担金の収入等となります。こちらは、それぞれ令和 4 年度の実績を基に計上したものです。

ページをおめぐりいただきまして、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目手数料ですが、説明欄の診断書作成料、13 万 2,000 円となっております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、説明欄黒ボツ、一般会計繰入金2,736万7,000円です。前年度と比較しまして1,029万7,000円の増となっておりますが、歳入の診療報酬を令和4年度の実績見込に合わせて減額したことによりまして繰入金が増となったものです。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**副委員長** 数値についてお尋ねします。448ページ、一般管理事務費の中の一番下、医療機器使用料87万1,000円、これはリース代かなと思うのですが、中身はどんな機械でしょうか。

○**健康づくり課長** 医療機器ですが、高圧滅菌器ですとか心電計、あるいは自動血球計数装置などになります。

○**副委員長** 450ページの医業事業事務費、診療業務委託料、これが1,940万4,000円ということですが、この根拠になるもの、多分医師等の人件費が主だと思いますが、こういったものを根拠にしてこの数字ができていますでしょうか。

○**健康づくり課長** 人件費等なのですが、例えば医師の人件費が1日当たり15万円、あと看護師の人件費が1日当たり1万8,000円、その他医療消耗品ですとか医薬材料費、検査等の経費などになります。

○**副委員長** 医師は1人だと思いますが、看護師は何人分ですか。

○**健康づくり課長** 看護師は2人で見積もっております。

○**副委員長** これは前年当初と基本的には変わらないという認識でよろしいですか。

○**健康づくり課長** 前年度と同額です。

○**副委員長** 今の450ページの数字なのですが、先日令和4年度の最終補正と言いますか、第3号補正で議決しております。これは最終的には決算数値かそれに近い数字だというふうに思っておりますが、これが1,749万4,000円でありました。それに対して、今回191万円ほど計算上増えています。この理由は。

○**健康づくり課長** 委託料の中で、医療消耗品費ですとか医薬材料費、検査等の経費につきましては、実費精算を行いまして、その結果令和4年度につきましては減額となったものです。

○**副委員長** 令和4年度は減額になってその数字が出ているが、今年度新しい予算が立つに当たって191万円ほど増額になっているが、これは今言われる検査が、去年の当初に想定したような検査を今年も想定しているかどうかと。

○**健康づくり課長** 御指摘のとおり、当初の見込みで計上しています。

○**副委員長** この予算書を作るに当たって、いろいろ御苦労されたと思います。そういうことの中で、ここに至るまで、アンケート調査だとか地域の実情だとか住民の思い、この辺を知っていただく試みも多分やっていたのではないかなと思います。先日、檜川地域振興協議会という場面に部長が見えて説明をいただいたわけがあります。そのときの説明資料を私は今回、追加資料として要求させていただきました。それについてお尋ねします。

今日の資料、2件ありますが、生活医療に関するアンケート結果という部分、こちらについてお伺いします。この結果をこの間説明していただいたように簡単に説明いただけませんか。

○**健康づくり課長** それでは、生活医療に関するアンケート結果ということで、説明をさせていただきます。こちらは檜川地区の皆様を対象に12月から実施したもので、配布件数が903世帯に対して回答が524世帯から頂い

ておりまして、回収率は58%となっております。

アンケートの質問項目ですが、こちらのとおりで、最初は回答された方の属性等をまとめたもので、住まい、年齢、性別ということです。次が定期通院の有無ということで、何らかの医療機関にかかっているかどうかという設問です。次が通院方法ということで、どういった形で通院をしているかということです。

その右の表が、実際に通っている医療機関について、回答について集計したものです。その下の設問が過去に檜川診療所を受診したかどうかということ、一番下が令和4年3月以降、檜川診療所が再開してから受診したかどうかという質問で、受診した方は10%程度ということです。

2ページ、裏のページになりますが、一番最初に受診しない理由、なぜ檜川診療所を受診しないかという理由ですが、そもそも受診する必要がないという方も22.6%いたのですが、理由として週1日の診療のためという方が14.8%、それから他の医療機関を受診しているという方が44.3%、それから他のほうが受診に合わせて買い物などができて便利だという方が15.8%ということで、この辺の理由が多くなっておりまして。あと診療日数の希望ということで、やはり3日以上を希望されている方が多かったということでもあります。それから次が希望する診療時間で、午前のみの方、また、終日やってほしいという方が多い回答でした。

あと、意見ということで、たくさんの意見を頂いたのですが、それをまとめたものがこちらに記載のものです。診療日数に関するものということで、診療日数を増やしてほしいという意見が多かったです。あと、診療内容に関するもので、内科だけでなくほかのものも診てほしいと、それからオンライン診療なども取り入れたらどうかというような意見がありました。その他としまして多かったのが、交通手段に関することですか、身近に医療機関があると安心だというような意見が多数ありました。アンケート結果につきましては以上です。

**○副委員長** 今お話があったアンケートは、そのとおりだということだと思います。この結果を見て、課長の率直な感想はいかがですか。

**○健康づくり課長** 地元の方から診療日数を増やしてほしいという意見を前々から伺っておりますし、先日伺った地域振興協議会でもかなり強い御意見を頂いております。私どもとしましては、例えば今の1日の診療を午前中で2日間できないかということをお齒科大にもお願いしてきたのですが、医師の配置等の関係でなかなか難しい状況でありまして、令和5年度につきましては、令和4年度と同様に週1日の診療体制としていくということがあります。

それから、やはり限られた財源の中で檜川の地域の医療をどういうふう維持していくかということが非常に大事だと思います。先ほども出ましたように、例えば対面診療のほかにオンライン診療等でカバーできないかということも考えていきたいと思っておりますし、これについては県内でも僻地診療の診療日数の不足をオンライン診療でカバーしているところも実際にあるものですから、そういうところも参考にしていきたいと思っております。

それからもう1点、先ほどのアンケートで、受診しない理由の中で、週1日のために受診しないという方が14.8%なのですが、ほかの医療機関を受診しているからですか、他のほうが受診に合わせて買い物などができて便利だという回答が、2つ足すと全体の60.1%ということです。ですから、そういった結果を踏まえますと、もちろん診療所を今後どうやって運営していくかということを考えていくことも大事なのですが、地区外の医療機関に実際に通っているものですから、そういったところに通いやすい環境等を整備していくことも重要かという

ふうと考えております。

本当に楡川地区の皆さんが、医療ですとか健康等を維持していくためにどうやっていけばいいかというのは、やはり総合的に考えていかなければいけないというふうと考えております。以上です。

**○副委員長** こういうアンケートをやっただいて、今これは住民の意向もかなり色濃く反映しているアンケート結果だと私も思います。そういうことの中でお尋ねしますが、例えば日数を増やしてほしい、今はそれができない事情とかもありましたけれども、ほかにも交通手段の関係、こういったことを対応してほしいという根強い要望があるのです。こういったことを1つでも2つでも新しい予算に反映するという努力をどこかでしていただいたのかということですが、これをどのように反映させようとしてきたか、あるいは予算書にそれが表れているとしたらどこにそれが盛られているか、いかがでしょうか。

**○健康づくり課長** まず診療日数の増につきましては、こちらも何度も松本歯科大学に伺って、今の委託料の中で診療日数を増やしていただけないかということは何回もお願いしてきた経過があります。交通等につきまして、まだ具体的には決まっていないのですけれど、関係課、都市計画課等とお話をする中で、今後どうしていったらいいかということは話をしています。以上です。

**○副委員長** 限られた財源の中ということが反映されている予算だと私も思います。それについて、私はもう1枚の資料を要求させていただいて、皆さんに御覧いただきたいと思います。これに関して1つだけ先に確認をお願いしたいのですが、令和2年の数字の下に、令和2年というのは2020年から5年ごとに大体の数字を拾ってみてくれということをお願いをしました。

ちなみに令和4年の数字はどうなっていますでしょうか。一般会計繰入金は予算書に出てくるので分かるのですが、その前の年間診療日数と患者数と1日当たりの患者数、これは現時点でいいです。令和4年はまだ終わっていないですから、12月で切っていただいてもいいし、今分かる範囲で。

**○健康づくり課長** 今現在の状況になりますが、年間の診療日数が44日で、これまでの患者数が419人で、1日当たりの患者数につきましては、9.5人です。一般会計の繰入金、2,735万7,000円を見込んでおります。

**○副委員長** 今言われた数字も含めて、これを見ていただくと何が分かるかということ、患者の数を年間日数で割ると1日当たりの患者数になるのですが、今まで大体50人台あるいは40人台の後半くらいをずっと確保してきました。つまりこれは需要があるのです。全部が楡川地区の住民だけではなくてほかの木曾からも来ている方もいるし、塩尻から行っている方もいて、安定してそういった患者数の需要がずっとあったところが、先生がいなくなるといってなくなって、そして今再開して44日、419人で9.5人、こういった数字になっているのです。

これを見ると、一般会計からの繰入金、つまり持ち出しですね。そこだけで黒字が出るという状況ではないことは誰も分かりますが、それが一般会計からどのぐらい持ち出すかと、これにも限度があるということで、先ほどの課長の話では限られた財源の中、こういった言葉が使われるのですが、日数を増やすと収入が増えます。そして帰ってくる患者数が増えるのです。1日当たりの患者さんの数は、明らかに日数を増やしたほうが増えるのです。

そして先日の協議会の中でも住民の皆さんから何人も出ていましたけれども、今の状態では戻ってこれない。先ほどのアンケートの中で、今現に通っている人の説明がありました。他の受診機関を受診しているから帰

ってこれないとかあるのですが、それはそういう状態に診療所がなくなってしまったものだから離れた人がほとんどです。だとすると、この人たちは帰りたいのです。そういう意向は、お話をしていると分かりますよね。その努力をしてもらいたいということなのです。

それは当初予算にしっかりその意志は表してもらい、それが私は当初予算の意義だと思います。昨年再開をしたときに、診療所が戻ってきた、再開してよかったよね、1日だけど、とりあえずとにかく再開してほっとした、去年はそういう予算です。そこで去年は増やす努力をします。ああ分かりましたということです。ですが、今年1年やってみて、予算はそのような状態になっているかと。これは疑問を思わざるを得ないということです。後で意見で言わせてもらいます。先ほどの課長の御答弁では、その説明になっていないのではないかと、私は率直にそのように思います。いかがですか。

○永田公由委員 副委員長に申し上げたいのだけれど、今は予算の審査をしているのであって、行政側から出されている予算というのは、現実に合わせて予算を組んでいて、仮定の予算というのはこういった場合に組めないと思うのです。だから今言われていることは、議論をする場が違うと私は思うのです。地元でそういう議論があるのでしたら、議員としてどこかの場できちんとした議論をする機会を議長なり行政側に要請してやるべきであって、今の予算審査の場では、やはり現実合った予算を組んでいるのですから、それについて議論をするべきであって、もう少し予算を組んだ立場とか我々ほかの議員のことも考えて議論を進めていただきたいと思うのですけれども、委員長いかがですか。

○委員長 おっしゃられたとおりですので、簡潔にお願いします。

○副委員長 失礼しました。もし、他の議員の皆さんのあれが障害されたとしたら、私の本意ではありませんので、そうなっているとしたら謝罪させていただきます。この予算に戻っていただきますと、それらを総合してそういう意志が酌み取れるような予算であってほしかったのです。ですから、どこにありますかと。それはないということでもよろしいのですか。

○健康づくり課長 やはり何度も申し上げるように、財源が限られているということ、また、医師不足の中であろうしても医師の確保が難しいという状況の中で、以前のように診療所をフルスペックで医療体制を確保して運営していくというのは、現実的にはなかなか難しいというふうに考えております。現実的に週1日、昨年と同じような形で診療を続けていきたいということです。

○樋口千代子委員 要望ですが、まつもと医療センターと医療連携ができたり、また桔梗ヶ原病院のほうが今大変医師が充足してきておりまして、檜川まで訪問診療にも行ける体制が整ってきたりしております。檜川診療所というのは、やはり地区の皆さんにとってみればとても重要な診療所だと思いますので、広い視点で医療連携もできてきたことですので、塩筑医師会の中の医療連携というような広い視野で檜川診療所を支えていくこともできるのではないかと考えておりますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○健康づくり課長 ありがとうございます。いろいろな選択肢がまだあると思うものですから、今の御意見を参考に検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 446 ページ上段の診断書作成料と載っております。こういった診療所を再開していただきまし

て、患者を診断しまして、診断書を作成し、紹介状にして新しい病院を紹介する、通告書を出してないものから分かる範囲で結構ですので、そういった実績があったのかどうか、教えてください。

○健康づくり課長 今年度では、介護保険の主治医の診断書作成等が実績としてあります。

○西條富雄委員 そういうことがこの診療所を再開したことのメリットになってきていますので、地域の隠れた患者さんが大きい病院まで紹介状を頂いて行けるということになってきますので、私は檜川診療所のこれについては、効果が出てきていると判断します。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 さっきのところへ戻って誠に申し訳ないのですが、私も回って歩いていて檜川の人たちの意見をお聞きしたのですが、やはり週1日だと、もうその日が、自分が都合が悪ければ2週間空いてしまうということで、日を何とか増やしてもらえないかというお話をいただいたのです。

例えば、これを単純に2日にした場合、19人診察を受けた患者さんが倍になったというふうに仮定した場合に、一般会計からの繰入金など、先ほどお医者さんは1日15万円、結構高いなと思ったのですが、これは普通ですかね。そういうふうに計算した場合には、もし2日に増やした場合は、どの程度一般会計からの繰入金がどうなるのかというのが分かれば、お願いしたいと思います。

○健康づくり課長 診療日数を倍にすれば患者が倍来るかという、決してそうでもないと思うものですから、何とも見込めないところですが、少し利便性がよくなれば若干でも来ていただけるかというふうには推測するところでは。

○古畑秀夫委員 それと、先ほど樋口委員からも言われましたし、それからこのアンケートの中でも足の確保というのがどうしてもあるものですから、そういったものも含めて総合的にぜひ検討していただいて、受診を高めたいという要望としたいと思います。

○健康福祉事業部長 檜川診療所の運営につきましては、様々御意見頂いたり、また地元から様々な御要望を頂いているところであります。市としても全く手をこまねているわけではなくて、半日を週2回やってほしいとか、様々な交渉をしたり、また先ほども樋口委員からもありましたけれども、様々な医療機関等とも連携を図って、何とか今後の展望が開けるような取組もしております。

また、足の確保につきましても、具体的に都市計画課等とも話をする中で、なかなか今年度検討して来年度すぐできるということではないものですから、交通計画の中に位置づけていただく中で、例えば向こうの木祖村のほうへの足の確保であったりということについても具体的な検討を進める中で、できる限り檜川地区の皆様の地域医療の利便性を確保していく努力は引き続き続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

○小澤彰一委員 檜川の診療所問題については、ずっと数年来一般質問などでも取り上げさせていただきました。

私もいろいろ調査をしたり、担当課の皆さんと話し合ったり、地域の皆さんの要望を聞いたりしてきました。根本的な問題というのは、私は県のドクターバンクに直接行って話を伺ってきたのですが、やはり国の医療に対する政策が根本にあるだろうと私は思っています。医療費抑制のために医師の育成を怠ったとか、抑制をしたと。医学部の新設や、あるいは医学部の定員を増やさなかった。そして高額な医学の学生に対する支援なども怠ってきたということが根本にあると思います。

これが何を招いたかという、離島や中山間地における医療崩壊、そして現在の医療の偏在、中信地区は長野県内でも有数の医者が豊富にいるところにも関わらず、中信地区の片隅にあるこの塩尻市がこういう医療崩壊を招いている。医療偏在というのを招いた、これはやはり国の政策の大きな失敗だろうと思います。地域医療については、公共交通機関の問題も絡まって、根本的に検討していただかなければいけないことがあるのだと思います。

担当課については、大変御努力いただいているというのは、本当に感謝申し上げたい。医師不足の中で、しかも高額な医療報酬を請求されるということで、御苦労もあると思います。市内では、のる一というオンデマンドバスをやっていますけれど、中山間地においては、それは実現が今のところ難しいという回答も頂きました。市内で便利なところで、一生懸命自動運転だとかオンデマンドバスを普及させるのではなく、きちんと地域内で回せるようなオンデマンドバスという公共交通も作ってほしい。かつて桔梗ヶ原病院のほうに指定管理を委託していた頃は無償で檜川地区全て送迎をやっていた。これも患者数の多かった理由だと思います。

今、年を取ってみんなが死んでいくから患者数が減ったのではなくて、高齢化率50%に近づいている檜川地区、ほとんどが患者対象者だと言っていいくらいです。私も3院に通院しておりますけれども、ほかの方についても、みんなそういうことで困っていらっしゃる。だから患者数が少ないのは、やはり何らかの手立てが少ないからだろうと思うのです。

現在の予算の案で行きますと、一次救急には全く対応できないという現状は全く解決されない。頭が痛いとか、ちょっとけがをしたとか、移住定住を促進する中で、医療体制の整っていないところへ人が住めるわけがない。どうして檜川を希望して移住してくるのか、私は疑問です。子育てにとって極めて悪い環境のところへ連れてくるようなものだ。だから、きちんとした医療体制も教育体制も福祉体制も整えたところをやって、初めて移住定住ができるのではないかと私は考えています。

先ほどお話もありました村井の病院機構との連携協定なども生かしたり、あるいは中信地区にある大きな病院、相澤病院だとか丸の内病院だとか、あるいは信大病院だとかこども病院だとか、そういうところと連携をしながらやるために、私は本来だったら1割減ではなくて2割、3割アップして、そういう研究調査費、そういうことに使ってほしかったなというふうに思います。

本来ならば反対討論をすべきところですけども、昨日繰り出金を出すところの一般会計が本委員会において承認されましたので、ここで反対討論をいたしませんけれども、6月や9月の議会でそうしたものの補正予算が提案されることを祈って、ぜひ担当課に御奮闘いただくことをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

○永田公由委員 小澤委員の意見ももっともだと思いますが、では地元はこの診療所を再開した後、どういった

対応をされたのか。ただ、診療日数が1日で患者が行かないから、診療日数を増やせ、増やせと言って行政だけを責め立てても問題は前には進まないと思いますし、やはりそこにお金というものが絡んできますので、地元としてできることは、診療所を利用してくださいということを地域の皆さんが挙げて考えていただかないと、これは前には進んでいかないとします。

ただ、行政を呼びつけて批判だけして、やれ、やれと言っても、なかなか前には進んでいかないとしますし、またこの議会でも、何だ檜川は言いたいことだけ言っているだけではないかというような批判的な意見も招きかねませんので、前回補正のとき西條委員も言われましたけれども、やはり地元としてももう少し積極的に診療所を使う方策を考えることも必要ではないかと、意見として申し上げておきたいとします。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 こちらのほうで、質問ということではなくて、私の意見として述べさせていただきます。先ほどから申し上げましたけれども、一言で言うと、この予算書を見て、本当に落胆、失望、正直言ってそういった念を禁じ得ない。

先ほど小澤委員からもありましたが、本来ならば、気持ちとしては予算案に反対したいというようなところまで考えた。そういった部分がありますが、今回、予算に関して言いますと、歳入・歳出科目の数字、これは1日目に可決した補正予算と連動しているのではないかというふうに見ております。基本的には、先ほど永田委員からも話がありましたが、実態的な数字に基づいて積算をされたのだろうなということでもあります。ちなみに、この補正予算の予測数値よりもさらに診療収入等は下がっております。それが実際の見積もりだと言われればそうなのですが、非常に寂しいなということでもあります。

先ほど地元のアンケートや地域振興協議会の例を持ち出しましたが、2年前、やむなく休診に至ったとき、そして昨年再開したときに、共通してやはり地元としては診療日数を増やしてほしい、そこが最大のポイントだというお話は私たちもさせていただきまし、今でもそう思っております。

それで、当初予算のときの部長の答弁でそういった話に触れて、委託先と日数を増やす交渉、努力を続け、当面1日でスタートするのですが、状況が変われば補正をしてしっかり対応していきたい、こういった希望が持てる説明を頂きました。でも本予算では、いくら形式的であっても、そういった努力目標さえこの当初予算からは削られているというふうには私は見ました。

先ほど永田委員から、地元の努力や声、あるいはそういった積み上げが大事だと、これは全く私もそう思います。それが檜川の中で今、足りていないか、やるべきことをやっていないか、それは検証する必要はあるのですが、いずれにしても、これは行政がやっている20年来、それ以前から続いてきた事業が、この数年のところで変わって今の状況があるわけです。

これはやはり元に戻す努力、あるいは運営に関しても、数字の積み上げは先ほどもお話ありましたけれども、2日になればどういった医業収入が上がり、そして人が、1日当たりの数字がこういうふうに変更するかしないかと、こういったシミュレーションも含めてしっかりやっていただくべき、もしかしたらやったかもしれないが、そういったものを踏まえて、歯科大とはしっかり交渉をしていただかなければいけないし、そういったものが今予算には私は感じられなかったもので、先ほど失礼な言い方をしたかもしれませんが、そういう表現をさせて

いただきました。

また地域振興協議会の場面に戻りますが、先日、ある委員が説明に見えた部長に対して発した発言があります。これは住民の意志を無視したと判断していいですね、という発言です。これもどきっとしますが、私は無視してなどいないと思いますが、住民の皆さんの多くはそういった見方、そういった言い方になっているのです。

ですからこれはぜひ酌んでいただいて、そうではない、それをしっかり見せていただく。あるいはこれから例えば送迎サービス、これは新しいことではなくて昔やっていたのです。桔梗ヶ原病院のときも送迎サービスというのをやって、日当をつけて運転手をつけて、これはかなりの効果がありました。こういったものをぜひ検証していただいて、そういったことがまた新たに復活できないかと、そういった検証をぜひしていただきたいと思います。

私は可能だというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をして、1日当たりの患者数が増えていく、そういった姿を見せていただきたいなど。それが今年度の補正予算でまた対応していただけるというところをぜひ見せていただきたいと要望を強く申し上げまして、私の意見とさせていただきます。ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

**○委員長** ほかにありませんか。

**○西條富雄委員** 体調不十分ということで桔梗ヶ原病院の先生がお辞めになるということで、これは一旦切れたわけです。今回、歯科大の先生が診てくださるということで、1日ですけれど始まりました。先ほど樋口委員からもありましたとおり、広域で協力をもらえるようになった、あるいは桔梗ヶ原病院のドクターも増えてきたという中で、前向きに私は意見を述べたいのですけれども、科目を増やす、今の状況ではなくて、地域に合った科目のドクターを1日、半日入ってもらうというようなことでやっていただければいいと思います。

それから送迎バスについては、桔梗ヶ原病院だから桔梗ヶ原病院のバスを使って送迎できたのですけれども、今後についてはその辺また、先日私が意見を述べたようなことも参考にしながら、ぜひ広域の連携を得ながら、日数を増やしただけでは患者は一気には増えないと思います。やはり科目を増やさないと患者は増えないと思いますので、ぜひ前向きに考えて前へ進んでください。以上です。

**○委員長** ほかにありませんか。

私から一言感想ですけれども、地域住民の檜川の皆さんと意思疎通というか、情報の共有というのが圧倒的に違って、結局アンケートも二者択一のような聞き方でどっちかに偏ってしまうような状況で、正確に民意が反映されているとは見えませんでした。しっかり市のほうも実情を丁寧に御説明していただいて、お互いに分断するのではなくて、どうしたら安定した医療体制、住民の健康を守ることができるのかという選択肢を様々住民の皆さんに知っていただく、そういう努力が必要かというふうに感じています。これは災害についても同じです。

いろいろな情報がどこかで地域と市の対立構造を生んでしまっているような気がしまして、一般の方からすると、もう診療所はなくなるというふうに思っているのです。それに対する反発というのは確かにあると思います。そうではなくて、市としては真剣に皆さんのためにこういうことを考えていきたいということ、やはり率直な意見交換の場というのがないと、これは対立したまま存続もできないし廃止もできないということがずっと続いていくような気がします。令和5年度以降、双方が腹を割った情報交換、意見交換で、どういう方策がいいのか、

お互いにメンツを捨てて取り組んでいただきたいというのが私の実感しているところですので、またぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○**牧野直樹委員** 今、委員長が言っていた対立はしていないと思います。行政は努力して医者を見つけてやっているの、そこに対立という言葉はないと思うのだけれど、決してそうではなくて、診療所は1週間に一遍開いているね。そこに患者が少ない。だから結局、予算はこういう予算だということは分かる。けれど、では増やすには地元の人はどうしたらいいか、大挙して1週間に一遍、100人も200人も行けばいい。嘘でもいいので。そういうふうにやっていって、行政を動かすしかない。それでなければ一切前に行かない。極論はそういうことでしょ。俺は絶対そうだと思う。もし対立しているなら、行政もよく考えていただいて、あそこに効果があるかどうか検証して、前みたいにやめてしまうとか、そういう結論も出てしまうよ。だから決して対立ではないけれど、委員長も言ったように話し合いをしたって、以前も話し合いをしていると思うのだけれど、話し合いは大事だと思うけれど、対立はしていないと思うよ、委員長。

○**委員長** ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、この件について本会議で報告というのは難しいかと思うので、私としてもまとめる自信がありませんので、ぜひ御理解ください。それでは、自由討論を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、議案第18号令和5年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第18号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

11時25分まで休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時23分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

#### 議案第19号 令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○**委員長** 議案第19号令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第19号令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明いたします。予算書は455ページをお願いします。なお、予算説明資料では10ページに記載がありますので、併せて御覧ください。

第1条に記載のとおりですが、歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億1,926万4,000円といたしまして、予算

説明資料の10ページ、歳入合計欄に記載のとおり、対前年度比ではプラスの6.3%となる5,400万円余の増としております。

それでは、歳出から主な内容について説明いたしますので、465、466ページをお願いします。1款1項1目の一般管理費につきましては、会計年度任用職員のほか、主なものといたしましては説明欄6つ目の黒ボツ、特別旅費につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合への派遣職員に関わる日額旅費ですとか、住居移転に関わる費用などとなっております。

2項1目の徴収費につきましては、説明欄の白丸、保険料徴収事務諸経費につきましては、保険料の納付書作成委託などに関わる経費となります。

次に467、468ページをお願いします。2款1項1目の広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と一般会計から繰り入れいたします保険料軽減相当額を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものとなりまして、こちら広域連合の試算額となります総額9億633万円としております。

次に、歳入を説明いたしますので、ページをお戻りいただきまして、461、462ページをお願いします。1款の後期高齢者医療保険料につきましては、1目の年金天引きによる徴収方法になります特別徴収保険料と、2目納付書等による普通徴収保険料を合わせた総額といたしまして、こちらも長野県後期高齢者医療広域連合の試算に基づきまして7億2,330万円としております。

続いて3款1項の一般会計繰入金です。こちらは事務諸経費と低所得者等の保険料軽減相当額であります保険基盤安定繰入金で、保険基盤安定繰入金につきましては、歳出の広域連合納付金で説明させていただいたとおり、全額を広域連合へ納付するものとなります。後期高齢者医療事業特別会計、説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行ないます。質問のある方、いらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第17号 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

○委員長 議案第17号令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 議案第17号令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出予算について御説明いたします。予

算書は 388 ページからとなります。予算説明資料は 14、15 ページに記載がありますので、併せて御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 58 億 8,900 万 1,000 円となります。前年度対比で 1.44%の増、8,383 万円の増額となります。

それでは歳出から御説明をいたしますので、予算書の 406、407 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費、説明欄 1 つ目の白丸、介護保険事務諸経費は、介護保険の円滑な運営を図るため、関係機関とのネットワークや事務等の費用になります。下から 7 つ目の黒ポツ、いきいき長寿計画策定委託料 311 万 9,000 円は、第 9 期のいきいき長寿計画の策定の年となりますので、策定に係る業務委託料を計上しております。

2 つ目の白丸、介護人材確保促進事業は、介護人材不足に対応するための事業であり、介護補助員養成講座の実施や介護職員初任者研修費の助成等に係る費用になります。

予算書 408、409 ページをお願いいたします。2 項 1 目説明欄の白丸、認定調査費等諸経費は、介護認定調査員 8 人による訪問調査に係る費用になります。

410、411 ページをお願いします。2 款につきましては、介護保険サービスに係る保険給付費になります。令和 4 年度の介護保険サービス利用給付費の動向や報酬改定、高齢者人口の増加などを考慮しまして、利用料の伸び等から算定をしており、給付費全体では前年度比 0.8%の増、4,485 万円余を増額しております。

1 項 1 目から 6 目までの介護サービス等諸費は、要介護認定者のサービス利用に対する経費となりますが、後期高齢者の増加によるサービス利用の増加や報酬改定の影響等を考慮しております。

412、413 ページをお願いします。2 項 1 目から 5 目までの介護予防サービス等諸費は、要支援認定者に対するサービス給付になります。要支援者の数の増加に伴いまして、増額で計上をしております。

414、415 ページ、2 款 6 項ですけれども、特定入所者介護サービス等費は、低所得の施設利用の方の食費、居住費に係る経費になりますが、令和 4 年度実績状況を考慮し計上しております。

418、419 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費、説明欄の 1 つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業は、市の事業として行う要支援事業対象者等軽度者へのサービスになります。前年対比で、訪問型サービスで 11.1%、通所型のサービスで 9.5%の増になります。

2 目の一般介護予防事業費、説明欄の白丸、一般介護予防事業の下から 4 つ目の黒ポツの介護予防教室等委託料は、フレイルの予防や改善、介護予防ですとか認知症予防のため、各地区で行います事業や市の体育館で実施します運動機能向上の教室に対する経費となります。こちらの一番下の黒ポツの L I N E サービス使用料につきましては、自宅でも運動を実施するきっかけづくりとしまして塩尻市公式 L I N E で運動の動画を定期的に配信する事業になります。令和 4 年度は無料の範囲内で配信としておりましたが、登録者の増加に伴いまして予算を計上し、情報発信の拡充を行ってまいります。

2 項 1 目包括的支援事業費の 2 つ目の白丸、包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営に係る経費になります。ページをおめくりいただきまして、420、421 ページですが、説明欄下から 4 つ目の黒ポツの北部地域包括支援センター運営業務委託料は社会福祉法人恵和会に、その下の西部地域包括支援センター運営業務委託料につきましては、社会福祉協議会に対する地域包括支援センターの委託料になります。

続いて 422、423 ページをお願いします。2 目任意事業費は、地域の実情に応じまして市が取り組む事業になり

ます。

4つ目の白丸、家庭介護支援事業の一番下の黒ポツ、家族介護用品助成費は、在宅の要介護者を介護する家族の経済的負担の軽減を図るため、在宅介護に必要な介護用品を支給するものになります。一番下の認知症総合支援事業ですが、ページをおめくりいただきまして最初の黒ポツ、認知症対策推進事業委託料 132 万円につきましては、社協に委託をしておりますやすらぎ支援員の派遣、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座等の経費になります。

次に 428、429 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目介護予防支援事業費は、中央地域包括支援センターによる要支援の方のケアマネジメントに係る費用になります。7 つ目の黒ポツの介護予防ケアプラン作成委託料につきましては、居宅介護支援事業にプラン作成を委託する際の費用となります。歳出についての説明は以上です。

続いて歳入を御説明いたしますので、予算書は 394、395 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、65 歳以上の高齢者の保険料になります。第 8 期介護保険計画中の介護保険料は、月額基本額で 5,450 円としております。

続いて 3 款国庫支出金から、ページをおめくりいただきまして 4 款支払基金交付金、5 款県支出金は、介護給付費総合事業費、包括的支援事業と任意事業に対する法定割合によるそれぞれの交付金等の計上になります。

398、399 ページ、こちらの 6 款 1 項 1 目介護給付費繰入金から 3 目地域支援包括的支援事業及び任意事業繰入金につきましては、この事業に対する国県支払基金から法定割合による負担額を除いた分を市の負担分としまして一般会計から繰入れを行います。

4 目の保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減につきまして、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の負担額が一般会計に交付されまして、市の負担分 4 分の 1 を加え繰り入れるものです。

400、401 ページの 6 款 2 項 1 目基金繰入金につきましては、5,956 万円余としております。

402、403 ページ、9 款 1 項 1 目の介護予防居宅サービス収入、こちらは中央地域包括支援センターで行っております要支援の方のプラン作成に対する報酬になります。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○樋口千代子委員 411 ページをお願いいたします。居宅介護サービス給付費ですとか地域密着ですとか施設介護サービス給付費が、25 号の補正予算のときには随分減額されておまして、それでまたここがほぼ前年並みの予算を積算しておりますが、その積算根拠について御説明をお願いいたします。

○長寿課長 資料を追加で御提示させていただいておりますけれども、地域密着型サービスの資料を提出させていただいております。こちらは、御覧いただきますとおりに、地域密着型サービスは令和 2 年度から施設整備が充実されておまして、この整備に伴いまして利用件数が増えた状況で推移をしておりますが、昨日の補正予算の減額の積算根拠につきましては、今年度 11 月のサービス提供分までの給付費の実績からあと 3 か月分を見込んだ減額ということで、決算見込みに近い数字で見込んでおりましたので、実績を見て減額をさせていただいております。今回、新年度予算につきましては、7 月までのサービス提供分までの給付費から後期分を見込みまして、10 月からの介護職員のベースアップ加算等を考慮した上で過去 3 年間の伸び率を掛けまして計上しております。そういう形になりますので、決算見込みでは減額になっておりましたが、今回は増額という形にはなっている状

況です。

○樋口千代子委員 理解いたしますが、令和5年は介護保険の改定の年度になりますので、給付費は慎重にまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ほかにありますか。

○樋口千代子委員 413 ページの下から2つ目の丸の介護予防サービス計画給付費の関係についてお伺ひしたいと思ひます。先ほど要支援者の増ということでしたが、もう少し詳しく教えてください。

○長寿課長 介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援の方のプラン作成の経費になりますけれども、介護認定を受けまして要支援になった方がサービスを利用するために必要なサービスのプランを作成するものの経費、プラン作成の費用になります。要支援1、2の方が今増加しておりまして、その増加に伴ひましてこの予算額については増額という形になっております。

○樋口千代子委員 これからは要望になりますけれども、介護予防サービス計画費は事業対象者と要支援1、2の方のケアマネジメント、予防支援という形で1件4,770円ですか、普通の要介護1からの金額にしたら2分の1になるような状況でして、今2つの地域包括支援センターがこの予防プランの計画に追われておりまして、本来の業務ができていない。先ほど高額な委託料が出ておりましたけれども、予防プランの作成に追われていて、本来でしたら地域に出ていただいたり、主任ケアマネの相談になっていただいたり、処遇困難な高齢者の相談に乗ったりしていただきたいところなのですが、そういう本来の業務ができていないというなお話も伺っております。

また、ケアマネジャーの皆さんからも、この予防プランがあまりに増えてきているのでどうということかと、また予防プランはお金になりませんので、普通の居宅介護支援事業所では手一杯でというお断りをするケースが多いということです。やはりそこが2つの地域包括支援センターのところに行って、非常に大変な状況だということも聞いておりますので、次の機会にまた議論させていただきたいと思ひますが、そんな状況をよく把握していただいて、どのように対応していけばいいか考えていただきたいと思ひます。

資料として、申し訳ありませんが、認定者数が減っているというような状況の中で、この予防プランの方が非常に増えているという状況ですので、過去5年間から現在までの認定者数の推移と認定区分、事業対象者から要介護5までの区分ごとの推移についてお願ひしたいと思ひます。3月17日の最終日で結構ですので、それまでに資料の提供をお願ひしたいと思ひます。以上です。

○長寿課長 ありがとうございます。また、9期の計画に向けまして実情をきちんと把握するように務めてまいります。資料につきましては、17日までに別送させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 407 ページのところですか。これは一般質問でも申し上げましたが、介護をする方が不足しているという現状の中で、こういう研修というのはものすごく大事だと思うのですが、これは誰に対してどのような研修を対象としているのか、教えてください。一番下のところの促進事業のところですか。

○長寿課長 こちらの介護人材確保促進事業の研修実施委託料につきましては、介護の経験のない方でも介護に対して理解をしていただいたり、介護についていただくということで御協力いただくということです。介護の裾

野を広げていくということで、一般の方、資格等を持たない方を対象に信州介護福祉専門学校で講師のお願いをしまして、事業の委託をしまして、3日間21時間のカリキュラムで参加をしていただいて研修を受けていただく事業になります。令和3年度から実施している事業になりますけれども、前期後期分けまして、定員10名ずつということで事業を行っております。今年は前期で7名、後期で6名ということで、一般の方が参加いただいております。講座を受けていただいた方が実際に介護の現場で、身体介護はできませんけれども、介護の周りのサポートをするような形で参加していただくことができる補助員という形で参加できるものになりますので、そういった形で事業所に就職できるようなマッチングも含めて、この取組を行っております。

○小澤彰一委員 今、介護現場で不足しているのは、介護福祉士の資格を持った人が不足しているのではないですか。補助員ももちろん大事だし、それから家庭における介護についても役に立つと思うのですが、実際に海外から要請して来てもらっている方々は、自分で数百万円の研修費を払って資格を取り、日本語を学んで来ているわけで、やはり日本の中において日本人がきちんと自国の介護ができるような体制を取っていくのが大事ではないか。ここの研修を受けた方が介護福祉士の資格を取っていくという方向にはないのですか。

○長寿課長 参加していただいた方が、介護福祉士の資格まで取ろうというような意気込みを持って参加していただいている方は、今のところはいらっしゃるのですが、今後福祉士を取る以前に、介護補助員という資格に向けては、その意向があれば、この補助員研修で21時間のカリキュラムを受けていただいたことが、ひとつの背中を押すような形で、そこに向かっていただく方がいらっしゃることを願っております。実際にはなかなかそういう方は見えてはおりませんが、この研修会としてはそういう状態です。

もう1つは、介護補助員ではなく初任者研修を受けていただく方が受けやすいようにということで、受講料の補助という形も取っておりますので、そちらで意欲のある方は初任者研修を受けていただくような取組にもつなげていきたいと考えております。

○小澤彰一委員 同じ系列で理学療法士は、学校のほうは定員満杯なのですね。介護福祉専門学校のほうは、卒業生はまだ少ない。実際に介護福祉士の資格を取っても、実際のパイの大きさが決まっているものですから、昇進、昇格、昇給というのがないと。だからみんな離職してってしまうのですね。専門のそういう資格を持っている人でも離職率が高いのに、補助員の方というのは定着しにくいというふうに私は思うのです。きつくて汚くて、低賃金で働かされるわけですから、その辺の養成の仕方についてもきちんと本腰を入れて計画を立てていただきたいなど、要望です。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計予算については、原案のと

おり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、再開を午後からにしたいと思いますので、午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

---

午後0時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

---

### 議案第20号 令和5年度塩尻市水道事業会計予算

○委員長 議案第20号令和5年度塩尻市水道事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、別冊の水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。議案第20号令和5年度塩尻市水道事業会計予算です。なお、前年度対比につきましては、予算(案)説明資料2ページを併せて御覧いただきたいと思っております。

まず、第2条、業務の予定量は、(1)給水件数は3万5,500件で、前年度対比200件の増となります。(2)年間総給水量715万3,000立方メートルで、前年度対比7万6,000立方メートルの減。(3)一日平均給水量は1万9,544立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入、水道事業収益を18億4,101万3,000円、支出、水道事業費用を16億3,088万9,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のページとなります。収入、資本的収入を3億4,618万5,000円、支出、資本的支出を9億4,911万9,000円とするものです。なお、第4条の本文中にあります資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填させていただきます。

次に第5条、債務負担行為をすることができる事項につきましては、上西条浄水場再構築事業、管理棟更新工事及び中央監視設備更新工事について、期間を令和5年度から令和7年度までとし、限度額を15億970万円と定めるものです。

第6条、企業債は、限度額を2億7,620万円とし、償還方法等を定めるものです。

次のページ、第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、(1)職員給与費1億3,317万1,000円とするものです。

次に14、15ページをお開きください。債務負担行為に関する調書です。表中、項目3つ目、上西条浄水場再構築事業につきましては、2月7日の議員全員協議会で概要を説明いたしましたが、令和5年度から令和7年度に実施する第1期工事で、主に管理棟部分に関する工事費の債務負担行為となります。

続いて、予算説明明細書の説明となります。25ページをお願いいたします。主なものについて説明いたします。なお、科目ごとの前年度対比につきましては、予算(案)説明資料3、4ページを併せて御覧ください。収益的

収入及び支出、収入、1 款水道事業収益 1 項 1 目給水収益 14 億 9,880 万円は、前年度対比 284 万 6,000 円、0.2% の減です。水道料金は、給水人口の減や節水型機器の普及などによる住民のライフスタイルの変化により、有収水量が減少傾向であるため、減額としております。

3 目その他営業収益 3 節他会計負担金は、水道事業会計で一括行っている料金等の徴収に関わる業務費について、下水道使用料等の徴収に要した費用に対する下水道会計からの負担金となります。

4 節施設負担金は、水道を利用する目的で給水装置を新設または口径変更による改造を行う際に徴収する負担金となっております。

28 ページをお願いいたします。支出、1 款水道事業費用 1 項 1 目原水及び浄水費は、水源地や浄水場、送水ポンプなどの維持管理に要する費用です。

20 節委託料、1 つ目の黒ポツ、水質検査委託料 2,144 万 6,000 円は、水道法に基づき、水質管理の必要な検査項目の定期的な検査を委託するものです。その下 6 つ目の黒ポツ、浄水場汚泥処分委託料 1,133 万 6,000 円は、浄水過程で発生する汚泥の搬出、運搬、処分を行うための委託料となります。

29 ページをお願いいたします。23 節修繕費は、主に浄水場ポンプ室及び配水池の修繕費となります。

28 節動力費、電気料は、燃料費の高騰による価格の上昇が高止まりしている状況であるため、前年度当初の予算と比較し、約 3,600 万円の増額としております。

38 節受水費は、主に長野県企業局松塩水道用水からの受水費となります。

次に、2 目配水及び給水費は配水管や配水に関わる設備、また、給水装置に附属する設備などの維持管理に要する費用です。

30 ページ、20 節委託料、3 つ目の黒ポツ、マッピングシステムリプレイス委託料 834 万 9,000 円は、上下水道の管路情報を図面上で管理するマッピングシステムについて、サーバー及びライセンス契約を更新するための費用です。更新は 5 年ごと、全体予定額は 1,669 万 8,000 円で、上下水道会計において、それぞれ 50% の額を負担するものとしております。

23 節修繕費は、給水装置、給配水管の漏水等に伴う修繕を行う費用です。

3 目受託工事費は、下水道事業関連で実施する改良工事のうち、給水管布設替えに関する工事費となります。

4 目業務費は、水道料金や下水道使用料の徴収業務や検針用メーターの維持管理に関する経費です。

次のページをお願いいたします。20 節委託料、1 つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料 1 億 1,718 万 4,000 円は、債務負担行為に関する費用で、料金徴収の事務手続のほか、検針業務やお客様センターの運営について民間委託をしているものです。一番下の黒ポツ、インボイス制度対応システム改修委託料 429 万 4,000 円は、債務負担行為に関する費用で、令和 5 年 10 月からの制度開始に伴い、水道料金等に関するインボイス帳票を発行するため、料金及び財務会計システムを改修するものです。

32 ページ、5 目総係費は、水道事業全般に関わる事務経費となります。

35 ページをお願いいたします。資本金収入及び支出、収入、1 款資本金収入 1 項 1 目企業債は、前年度対比 1 億 3,140 万円の増で、増額分は主に、上西条浄水場再構築事業に充てるための財源となります。

3 項 1 目他会計負担金は、一般会計からの受託により実施する消火栓新設・更新工事及び配水管切り回し工事

に関する負担金です。

2目建設工事負担金は、下水道事業関連で実施する工事に関する負担金です。

36 ページ、支出、1 款資本的支出 1 項 2 目配水施設費 26 節工事請負費、上水道施設耐震化等推進事業は、予算(案)説明資料 1 ページの予算重点施策を併せて御覧ください。配水管改良工事の合計額は 1 億 7,310 万円で、老朽管に加え、アセットマネジメント計画に基づく主要管路について優先的に改良工事を実施するものです。改良する管路延長は 1,090 メートルを予定しております。

次に、3 目浄水施設費、予算書 37 ページをお願いします。20 節委託料と 26 節工事請負費の上西条浄水場再構築事業につきましては、予算(案)説明資料の予算重点施策の下段を併せて御覧ください。令和 5 年度に実施する工事は、第 1 期工事のうち排水処理施設整備工事 1 億 5,120 万円で、内容は、旧公舎等の撤去を行い、跡地に排水滞留槽を新設、また、車両の進入路を確保するため、排水排泥池の地上部分の改修工事を実施いたします。委託料は、令和 5 年度工事の監理業務委託と中央監視設備のシステムを選定するためのプロポーザル仕様書作成業務委託の費用となります。

次に、4 目受託建設費 26 節工事請負費は、一般会計から受託する消火栓の新設・更新工事 11 基分と他会計で実施する工事に伴い、配水管切り回し工事などを行うものとなっております。水道事業会計予算の説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** 全体のことでお伺いしたいのですが、国の関係は水道民営化に水道法を改正しようとしているのですが、県が水道の広域連携ということを進めておられて、松本、上伊那、佐久の一部で統合の方向性に切っているのですが、塩尻の水道関係は、この広域連携についてはどのようなお考えなのかお聞かせください。

○**上水道課長** 長野県におきましては、10 圏域を基に、圏域ごとの統合を県では目指しているということをお聞きしております。その中で松本圏域につきましては、今現在、協議会を設けて、その中で広域連携に向けた協議をしているところですが、県の説明を聞く中では、まずは松塩用水の水を使っている区域を統合していく考えを持っているということをお話をお聞きしております。その一部の統合から始まって、松本圏域全体の統合を考えていきたいというのが、県の今のところの方針になっておられて、それについて関係する市村で協議を進めている段階です。

○**西條富雄委員** ありがとうございます。その件に関して、協議会の会合のこととか、予算はどの辺に盛り込まれているのか、あるいは予算がどこかに入っているのか、あるいは予算説明資料にも何か書いてあるのか教えてください。

○**上水道課長** 現在の水道事業会計の令和 5 年度分の予算の中では、特に予算は計上しておりません。今の段階ですと、各市町村で協議を進めるという段階ですので、具体的な費用というものはかかっておりません。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**永田公由委員** 西條委員に関連して、お聞きします。県はなぜ、その広域化を進めているのか、そのメリット、デメリットはどの辺にあるのですか。

○**上水道課長** 水道事業に関してはどこの団体におきましても、今後、老朽化した施設を改修、改築していかなければならないという課題を抱えております。その中で、県がシミュレーションする中では、各市町村が今持っている施設をそのまま改修か更新していくことになると、かなり給水原価が上がってしまうという課題を抱えております。そうした施設を広域的に利用することで、統廃合していく施設を減らしていくことを一つのメリットとして考えております。

また、事業面におきましても、各団体で持っています施設の管理、例えば中央監視ですとか、そういった管理のもの、あと、財務会計等、会計的なシステム、そういったものを各団体が持っているのですが、こういったものを統合して一緒につくっていくことで、経費の削減ができるのではないかとというメリットを考えています。

ただ、デメリットとしましては、そうしたことをしても給水原価は上がっていくこととなりますので、団体ごとに設定しております料金は、今現在では高いところの地域と低いところの地域がありますので、そういったところで料金の統一化を図っていく段階では、料金の低いところの地域については、かなりデメリットであるという考え方を持っております。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**古畑秀夫委員** 今の話の関連ですが、塩尻の場合、水道料金はこの松本圏域の中ではどの程度なのでしょう。

○**上水道課長** 水道料金、例えば 13 ミリの口径で月に 20 立方メートル使った場合で集計を取っておりますが、こうした料金が、今塩尻市では 3,120 円です。これが、18 市 1 企業団の中では高いほうから 11 番目になっております。

○**古畑秀夫委員** 先ほど西條委員も言いましたけれど、国は民営化ということで、宮城県はもう民営化するということが始まってしまっているのですが、この広域化の先に民営化を想定しているのかどうかは、どのように思っていますか。

○**上水道課長** 長野県としましては、今のところ、民営化の考えは出されておりません。協議の中におきましても、まずは広域連携をしていくところの話合いをしている段階でして、民営化についての話は一切出てきておりません。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第 20 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 20 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 議案第 21 号 令和 5 年度塩尻市下水道事業会計予算

○委員長 次に、議案第 21 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 では、令和 5 年度下水道事業会計予算について説明させていただきます。説明は、水道事業と同様となる部分については省略いたします。

予算書 39 ページをお願いします。第 2 条、業務の予定量（1）排水件数は 2 万 7,100 件で、前年度対比 200 件の増。（2）年間総排水量は 795 万 9,000 立方メートル、前年度対比 11 万 4,000 立方メートルの減。（3）一日平均排水量は 2 万 1,746 立方メートルの予定です。（4）主要な建設改良事業は、雨水幹線整備事業、下水道ストックマネジメント事業、農業集落排水統合事業の予定です。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額、収入は下水道事業収益を 29 億 4,169 万 7,000 円、支出は下水道事業費用を 27 億 1,687 万 5,000 円とするものです。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のページをお願いします。収入は、資本的収入を 10 億 5,238 万 6,000 円、支出は、資本的支出を 20 億 9,569 万円とするものです。前のページにお戻りいただき、第 4 条の本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填するものとします。

40 ページをお願いします。第 5 条、債務負担行為、令和 5 年度以降にわたって債務負担行為をすることができる事項として、表中、塩尻市浄化センター建設工事委託料について、期間を令和 6 年度まで、限度額を 8 億 1,100 万円と定めるものです。

第 6 条、企業債、表中記載の限度額は 5 億 9,220 万円と定めるものです。

続いて 41 ページ、第 10 条、利益剰余金の処分。第 4 条本文括弧書きの補填財源に充てる必要があるため、繰越利益剰余金のうち 9,812 万 5,000 円を、（1）のとおり減債積立金に処分するものと定めるものです。

52、53 ページ、こちらは債務負担行為に関する調書です。令和 5 年度分の支払義務発生予定額は、第 4 条予算の処理場建設費に計上しています。

42 ページから予算説明書となります。64 ページをお開きください。予算説明明細書です。明細につきましては、主なものについて説明します。まず、収益的収入及び支出のうち収益的収入、1 款下水道事業収益 1 項営業収益 1 目 1 節下水道使用料は全体で 16 億 2,820 万円とし、対前年度比 800 万 8,000 円の増額です。こちら一般家庭につきましては減少傾向が続いていますが、事業所系の排水が増加傾向にあるため、全体としては増額と設定しております。

2 目 1 節他会計負担金 5 億 3,428 万 4,000 円は、総務省の操出基準による一般会計繰入金で、主に企業債支払利息に充てるための負担金です。

4 目その他営業収益 3 節雑収益、1 つ目の黒ポツ、農業集落排水事業汚泥処理委託負担金は、農業集落排水施設から排出される汚泥を下水道で受け入れ、処理することに対する農業集落排水事業会計からの負担金です。

66 ページ、収益的支出となります。1 款下水道事業費用 1 項営業費用のうち 1 目管渠費 1 億 2,376 万 7,000 円は、管きよと 154 か所のマンホールポンプ場の維持管理に要する費用となっています。

67 ページをお願いします。2 目浄化センター費 5 億 8,349 万 7,000 円は、浄化センターの維持管理費用です。

初めに、20 節委託料 3 億 284 万 4,000 円のうち主なものですが、68 ページ、3 つ目の黒ボツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料は、浄化センターから発生する脱水汚泥を 5 か所の処分先へ運搬処理するための委託料で、令和 5 年度は 5,500 トンの処分を見込んでおります。その下の黒ボツ、運転管理委託料は、24 時間体制で塩尻市浄化センターの運転管理を行うための委託料です。委託料の下から 4 つ目の黒ボツ、包括民間委託アドバイザー委託料は、現在、浄化センターの運転管理、物品調達、点検委託等は、個別の業務ごとに市が発注しております。令和 6 年度以降は、運転管理、薬品購入、小破修繕、設備点検等の業務を 1 つの契約でパッケージ化した包括的民間委託の導入を予定しています。事業導入に向け、設計図書作成、事業者選定支援業務を、国の社会資本整備総合交付金の 50% 補助を受け実施します。

23 節修繕費 7,318 万円の主な内訳ですが、一番下の黒ボツ、施設修繕費は、B 系最終沈殿池汚泥掻寄機及び電気設備等の修繕費です。

次に、3 目小野水処理場費は、特定環境保全公共下水道（小野処理区）の汚水を、辰野町の小野水処理センターでの処理及び共通管路の維持管理を行うための委託料です。

次に 69 ページ、4 目楢川処理場費 4,165 万 9,000 円は、楢川浄化センターの維持管理費用となります。初めに、20 節委託料の主な内訳ですが、上から 2 つ目の黒ボツ、汚泥収集運搬委託料は、楢川浄化センターから引き抜いた濃縮汚泥を衛生センターまで運搬するための費用です。

70 ページをお願いします。8 目業務費 8,408 万 8,000 円は、下水道使用料等の徴収業務に要した費用を負担金として水道事業会計に支払うものです。

9 目総係費 5,168 万 7,000 円は、下水道事業全般に係る事務的経費となります。このうち、20 節委託料の一番下の黒ボツ、財務会計システム改修委託料は、農業集落排水の統合が進み、農業集落排水事業会計の規模が縮小し、事務効率が低下してきております。そのため、独立した農業集落排水事業会計を令和 5 年度末で廃止し、令和 6 年度から下水道事業会計へ一本化し、セグメント化するための会計システム改修委託料です。なお、会計統合後も、下水道事業と農集排事業は、経理上明確に区分して処理してまいります。

73 ページをお願いします。資本的収入及び支出です。初めに資本的収入、1 款資本的収入は支出に充てる財源で、主なものは企業債、他会計負担金、受益者負担金、国庫補助金です。

74 ページ、資本的支出をお願いします。1 項建設改良費、こちらは予算重点施策で位置づけている事業を中心に説明します。予算（案）説明資料 6 ページも併せて御覧ください。初めに、雨水幹線整備事業について、こちらは国道 19 号九里巾交差点改良工事に併せて、ボックスカルバートを国道横断して、高原通りまでおよそ 24 メートル布設するための委託料及び工事請負費、合計 1,250 万円を計上しております。

次に、下水道ストックマネジメント事業について、総額 2 億 5,770 万円の事業となります。主な内訳は、1 目公共下水道事業管渠施設費において、管路改築と管更生の工事請負費、水道移転補償費と次期計画策定委託を予定し、75 ページ、3 目処理場建設費において、反応タンク設備更新工事の委託と計画策定委託を実施し、4 目小野特環処理場建設費において、計画見直し委託を実施いたします。

続いて、農業集落排水統合事業について、75 ページ、6 目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費において、小曾部処理区と宗賀南部処理区の接続管路工事請負費、補償費、小曾部浄化センター後利用の設計委託料として

8,950万円を計上しました。下水道への統合時期は、小曾部処理区は令和5年度末、宗賀南部処理区は令和6年度末を予定しています。

その他の事業については、75ページ、3目処理場建設費20節委託料の下の黒ボツ、下水道施設耐震化等推進事業において、反応タンクの耐震化をストックマネジメント事業と同時施工で実施いたします。私からは以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。質問のある委員はいらっしゃいますか。

○**上條元康委員** 農集の統合事業について教えてください。小曾部と宗賀南部はいつまで稼働するのでしょうか。

○**下水道課長** 小曾部処理区については、令和5年度に接続工事を行いまして、令和5年度末までは運転を予定しております。宗賀南部処理区につきましては、令和5年度、6年度に接続工事を行いまして、令和6年度末までの運転を予定しております。

○**上條元康委員** 併せまして、東山と勝弦も対象なのでしょうか。

○**下水道課長** 東山、勝弦処理区につきましても、小曾部と宗賀南部処理区の統合が終わりましたら、順次、統合を進めてまいります。

○**上條元康委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**委員長** ほかにありますか。

○**永田公由委員** 70ページの負担金の関係で、下水道使用料徴収経費負担金、水道の場合は、水道料金徴収業務委託料になっているのだけれど、この違いはどういうことですか。

○**下水道課長** 徴収業務につきましては、現在、水道事業会計で一括して水道事業組合に委託業務に出しております。発注者が水道事業会計になっておりますので、下水道事業会計としては、負担割合に応じて負担金として水道事業会計に払って、水道事業会計で発注する委託料の一部として充当するようになっております。

○**永田公由委員** そうすると、この金額でいくと、水道は3,000万円くらいの負担で、下水道が8,000万円くらいの負担というように見えていいのですか。

○**下水道課長** 徴収業務に関しては、水道事業会計の31ページの20節委託料の1つ目の黒ボツ、水道料金等徴収業務委託料はトータル1億1,700万円余で委託してしまして、そのうち下水道事業で負担している部分については、70ページの8業務費の8,400万円余というものになっています。

○**委員長** いいですか。

○**柴田博委員** 40ページの債務負担行為のところ、浄化センターの建設工事ということなのですが、主な中身をもう少し説明してください。

○**下水道課長** 債務負担行為の工事の中身ですけれども、今、浄化センターに全部で4系列ありまして、4系列あるうちの1系列分の反応タンクの散気装置の更新工事を予定しています。併せて、同じ反応タンクの中で、池の工事の際に汚水を空っぽにした状態で工事を行いますので、それに合わせて反応タンク内の耐震化工事、あと、浄化センターにエキスパンションジョイントという接ぎテープが何か所かあるのですが、そちらの耐震化工事を予定しております。あと、反応タンクの屋上部分ですけれども、屋上防水も老朽化しておりますので、屋上部分の防水工事も工事内容に入っております。

○柴田博委員 4つのうちの1つということですが、これから順次、全部やっていくということになるのですか。

○下水道課長 現在、ストックマネジメント計画というものを立てまして、計画の中において施設の点検をして、老朽度に応じまして、4系列ありますので、老朽度の進んだところは同じような形で機器等の更新を行ってまいります。

○柴田博委員 もう1点、違うことですが、68ページの包括民間委託アドバイザー委託料の関係ですけれども、個々に発注して委託しているものをまとめて委託するようにするということが、それは、まとめてやるところに全部お願いして、そこが改めて個別に違うところに委託するということですか。

○下水道課長 現在は、個別に市が幾つかの契約に分けて発注していますけれども、それを一まとめにしますので、請け負った業者の中で、自力で点検できるものはその業者の従業員がやるでしょうし、薬品等の購入も業務でやる予定ですので、委託の請負業者が薬品業者から見積りや入札等を行って、契約行為を行って、調達していくような形となっております。

○柴田博委員 ここに委託料として上げられている818万4,000円というのは、令和6年度からやるための準備のための調査とか計画とか、そういう中身ということですか。

○下水道課長 発注するための設計図書を作成したり、発注に関しても支援業務を業務内容として予定しております。

○柴田博委員 令和6年度からまとめて委託するところは民間の会社だと思うのですが、どういう業者になるのですか。

○下水道課長 県内でも既に幾つか、流域下水を初めとして、幾つかの市でも実績がありますけれども、実際に請け負っている業者を見ますと、主に下水道の処理施設等を運転管理している業者が受託しているケースが多い実態となっております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 各目に動力費、電気料があるのですが、66ページの28節動力費、電気料2,093万円は、この解釈が合っているかどうか教えてください。浄化センターより低いところにある土地の浄化をポンプアップしているポンプの電気料なのか教えてください。

○下水道課長 委員お見込みのとおり、低い土地にある汚水を自然流下できるところまで圧送するためのポンプを運転するための動力費となっております。

○西條富雄委員 そうすると、さっき水道でも説明を求めたのですが、下水道も広域的に考えていけば、あそこより低い塩尻市内は松本のほうに流していけば、浄化センターから松本の宮淵まで流していけば電気代かからないし、それから、債務負担行為の8億円というところも、工事委託したりしているのですが、そういったことを考えていくと、将来的には広域も考えられるかどうか教えてください。

○下水道課長 下水道に関しても、広域化・共同化については、国の施策として位置づけられています。広域化・共同化の中にも、複数の市町村で共同化するというものと、市の中で農集とか下水道という複数のメニューでや

っているものを、農集を下水道に統合する、一まとめにするのも、広域化・共同化の概念としてされていますので、短期間でできる広域化・共同化としましては、塩尻市内の農業集落排水を市の公共下水道に接続するという事を事業としてやっております。発想としては、市町村をまたいだ広域化・共同化もありますけれども、先方の意向もありますし、まだ県全体でも広域化・共同化に関しては、そういうところまで検討や研究も進んでいないのが実情です。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号令和5年度塩尻市下水道事業会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。  
次に進みます。

---

#### 議案第22号 令和5年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

○委員長 議案第22号令和5年度塩尻市農業集落排水事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 では、令和5年度農業集落排水事業会計予算について説明いたします。なお、説明は水道事業会計、下水道事業会計の内容と同様となる部分は省略いたします。

予算書78ページ、第2条、業務の予定量（1）排水件数は1,200件で、前年度と同様。（2）年間総排水量は29万6,000立方メートル、前年度対比4,000立方メートルの減。（3）一日平均排水量は809立方メートル、前年度対比13立方メートルの減の予定です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、農業集落排水事業収益を2億5,336万4,000円、支出は、農業集落排水事業費用を2億5,316万円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のページをお願いします。収入は、資本的収入を7,362万6,000円、支出は、資本的支出を1億6,731万3,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

80ページから予算説明書となります。99ページをお開きください。予算説明明細書です。主なものについて説明します。収益的収入及び支出のうち収入、1款農業集落排水事業収益1項営業収益1目1節農業集落排水施設使用料は5,790万円、前年度対比173万7,000円の減額です。

2目1節他会計負担金1億2,260万5,000円は、総務省の操出基準による一般会計繰入金です。企業債支払利息等に充てるための負担金となります。

101 ページをお願いします。収益的支出について説明します。1 款農業集落排水事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費は、マンホールポンプ場の維持に要する費用で、主なものはマンホールポンプの維持管理委託料、修繕費、動力費です。

2 目浄化センター費、6 か所の汚水処理場の維持に関する費用で、主なものは汚泥収集運搬等委託料、維持管理委託料、修繕費、電気料です。

102 ページをお願いします。6 目業務費となります。農業集落排水施設使用料の徴収業務に要した費用を水道事業会計負担金として支払うものです。

7 目総係費は、事業全般に関わる事務的経費となります。

104 ページ、資本的収入及び支出です。初めに収入、1 款資本的収入 3 項負担金 1 目 1 節他会計負担金 7,291 万 7,000 円は、総務省の操出基準による一般会計繰入金で、企業債元金償還に充てるための負担金です。

次に資本的支出、105 ページをお願いします。1 項建設改良費 1 目農業集落排水事業管渠施設費は、計画区域内の宅地へ新規に設置する汚水ますの工事費等です。

その下の 2 項 1 目企業債償還金 1 億 6,506 万 3,000 円につきましては、財政融資資金、地方公共団体金融機構等への企業債元金償還金です。私からは以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 22 号令和 5 年度塩尻市農業集落排水事業会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 22 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては、全て審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 先週より 4 日間にわたりまして、御提案申し上げました多くの議案につきまして、真摯なる御審査を賜りました。誠にありがとうございました。全ての案件につきまして、原案どおりお認めいただきましてありがとうございます。

また、この場をお借りしまして、委員会にてお認めいただきました各案件、事業につきまして、来年度、滞りなく事業実施できますように、各部、課の業務進捗につきましては、定期的な情報交流と部内での確認、それから管理部門におきまして、月例で遅滞のないような事業実施のチェックを実施してまいります。私も管理者とい

たしまして責任持って実施のチェックをしまいたいと、かように考えております。本当に長い間の御審査、ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、3月9日から本日までの4日間にわたる3月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後1時46分 閉会

令和5年3月14日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印